

メトロポール・デュ・グラン・パリ

2014 年地方行政の現代化とメトロポールの確立に関する法律（通称 MAPTAM 法）により 2016 年 1 月 1 日に誕生したメトロポール・デュ・グラン・パリ（Métropole du Grand Paris、以下 MGP）は、コミューン間広域行政組織であるメトロポールの制度に属し、特別な法的地位を有するコミューン間広域行政組織（EPCI）である。MGP の創設の目的は、フランス最大の都市圏であるパリとその周辺の地域の持続的な経済・社会・文化発展および環境保護を実現するとともに、雇用と投資を促進し、世界の大都市に対する国際競争力を高めることである。

MGP は、パリ市のほか、同市と境界を接するオー・ドゥ・セヌ県、セヌ・サンドゥニ県、ヴァル・ドゥ・マルヌ県の 3 県の全てのコミューン、またアルジャントゥイユ市（ヴァル・ドワーズ県）、ポルト・ドゥ・レソンヌ都市圏共同体の 6 つの構成コミューン（エソンヌ県のパレー・ヴィエイユ・ポスト市、ジュヴィズィー・シュール・オルジュ市、アティス・モンズ市、モランジス市、ヴィリー・シャティヨン市、サヴィニー・シュール・オルジュ市）で構成されている（パリ市と 130 のコミューンからなる）。MGP に含まれる地域の面積は 814 km²、また総人口は 720 万人である。

パリ市を除いて MGP に含まれるコミューンは、全て 11 のコミューン間広域行政組織である地域公施設法人「テリトワール」（établissements publics territoriaux、通称「地域（territoire）」）のいずれかに属する。従って MGP は二階層の広域行政組織であるといえる。パリ市が MGP のみの構成コミューンであるのに対し、他のコミューンは MGP の構成コミューンであると同時に、それを構成する 11 のテリトワールの構成コミューンでもある。

テリトワールは、共和国の新たな地域組織に関する 2015 年 8 月 7 日の法律（通称 NOTRe 法）により規定されたもので、人口 30 万人以上の、飛び地のない隣接するコミューンで構成される地域でなければならないとされる。テリトワールにはコミューン事務組合に関する法律の規定が適用され、独自の税源を有さない。NOTRe 法の制定以前に MGP 域内に存在したコミューン間広域行政組織は、すべてテリトワールに取って代わられた。

テリトワールはコミューンに代わり、以下の義務的権限を有する。

- 都市政策
- 地域の文化施設、社会文化施設、社会教育施設およびスポーツ施設の建設および維持管理
- 上下水道
- 家庭廃棄物の管理
- 地域の利益となる社会福祉
- 地域都市計画
- 地域気候・大気・エネルギー計画

また以下の 3 つは、テリトワールと MGP との共有権限とされる。

- 地域整備（整備事業、都市再開発、公有地取得）
- 経済・社会・文化発展とそのため施設整備（経済活動区域、経済振興）
- 地域住宅政策（住宅ストック数の改善、住宅改修、住宅の衛生問題の解消）

その他、テリトワールは、その前身であるコミューン間広域行政組織に構成コミューンから移譲されていた権限も有する。

パリ市もテリトワールと同様に、上記の権限を有する。

テリトワールには、その構成コミューンの代表で構成される議決機関である地域議会（conseil de territoire）が置かれる。地域議会の議席は構成コミューン間で、人口規模に応じて配分され、どのコミューンも少なくとも 1 議席の配分を受ける。またいずれのコミューンも議席総数の 50 % 以上を占めることはできない。

MGP の議会（メトロポール議会）の議員は、当然に地域議会の議員となる。構成コミューンに割り当てられた地域議会の議員数が当該コミューンにおいて選出されたメトロポール議会議員数の数を上回る場合には他の地域議員を選出しなければならない。その場合の選出は、コミューン議会議員の互選（拘束名簿式 1 回投票）で行われる。候補者名簿は男女の候補者が交互に並べられていなければならない、議席は最大平均法により配分される。

地域議会の長（テリトワールの長でもある）は、地域議会の議員の互選により選ばれる。議長は議会の決定の執行、テリトワールの職員の採用の決定、議会の招集と議事日程の決定、議会の議決により委任された事項についての専決処分などを行う。

地域議会には 1 人あるいは複数人の副議長が置かれる。副議長の数は地域議会の議員数の 20 % を超えてはならない。

各テリトワールには、メール評議会（conférence des maires）が置かれる。

注：地方自治体総合法典（CGCT）L5211-11-3 条には、「独自の税源を有するコミューン間広域行政組織は、その執行部に構成コミューンの全てのメールを含む場合を除き、メール評議会を置かなければならない」と定めている。メール評議会は EPCI の議長により主宰され、構成コミューンのメールからなる（メール評議会は、地域運営への誓約と行政の近隣性に関する 2019 年 12 月 27 日の法律第 2019-1461 号第 1 条により創設されたものである）。

MGP の事務所はパリに置かれており、その公会計官の職務はイル・ド・フランス州の公共財政局長（経済・財政・復興省の公共財政総局の州における出先機関）が担当している。

MGP は以下の権限を有する。

- 環境の保全活用と生活環境（気候計画、大気の質、騒音対策、エネルギー転換、持続可能な移動）
- 水辺環境の保全と浸水防止（河川改修、水害予防インフラの整備、地表面から地中への水の浸透の改善）
- 地域整備（整備事業、都市再開発、公有地取得）
- 経済・社会・文化発展とそのための施設整備（経済活動区域、経済振興）

- 地域住宅政策（住宅ストック数の改善、住宅改修、住宅の衛生問題の解消）

これらの権限のうち、環境の保全活用と生活環境、水辺環境の保全と浸水防止については、グラン・パリの固有の権限であるが、他の 3 つについては構成コミューンおよびテリトワールにも付与されている権限である。

MGP には、パリと 130 のコミューンを代表する 208 人の議員（比例代表制で選出、どのコミューンにおいても少なくとも 1 人以上の代表を有する）で構成されるメトロポール議会（conseil métropolitain）が置かれている。メトロポール議会の議員数は CGCT L5211-6-1 の規定による。

メトロポール議会の議員は、コミューン議会議員選挙の際に直接選挙で選出され、その任期はコミューン議会議員のそれと同じである。またメトロポール議会議員の選挙方法は独自の税源を有するコミューン間広域行政組織のそれに準ずる。

メトロポール議会の議長は議会の互選により選ばれる。議長は MGP の執行機関（長）でもある。議長は議会を招集し、議事日程を定め、議案を準備するとともに議決を執行するほか、収入・支出を命令する。また議長は、メトロポール議会、執行理事会、メール総会（Assemblée des Maires）、地域議会議長会議（Conférence des présidents de Territoire）および会派幹事長会議（Conférence des présidents de groupes）を当然に主宰する。

現在議長の職は、元大臣でリュエイユ・マルメゾン（Rueil-Malmaison）市のメールであるパトリック・オリエ（Patrick Ollier）が務めている。

MGP には、議長、20 人の副議長および議長から事務の委任を受けた、異なる政党を代表する 23 人の議員で構成される執行理事会が置かれている。その構成はメトロポール議会の議決により定められる（CGCT L 5211-10 条の規定に基づき変更が可能）。また執行部の構成員は、単記投票で、議員の中から選ばれる。

執行理事会は議会から委任された事項について議決権を有する。執行理事会は議事日程と議会に提出される議案を検討するほか、MGP の権限に属するあらゆる問題に関して意見を述べる。

また MGP には以下の 7 つのテーマ別委員会が設置されている。

- 財政
- メトロポールの計画
- 経済発展・地域の魅力
- 持続可能な開発・環境
- 住宅
- デジタル整備・イノベーション・新テクノロジー・研究開発
- メトロポールの地域整備

その他 MGP には諮問機関として、以下が置かれている。

メール総会（Assemblée des Maires）

MGP の域内の全てのメールで構成され、その会合は、MGP の議長が定めた議事日程により、あるいはメール総数の 3 分の 1 の要請により（要請は年に 4 回まで可能）開催される。メール総会は少なくとも年に 1 回開催されなければならない。

地域議長会議（Conférence des Présidents de territoires）

テリトワールの議長からなる地域議長会議は、年に 2 回以上開催される。また MGP の議長が必要であると判断する場合には、議長は地域議長会議を招集することができる。

発展評議会（Conseil de développement）

別の諮問機関として、地域の経済、社会、文化、教育、学術、環境および市民団体の関係者で構成される参加型民主主義の組織である発展評議会（Conseil de développement de la Métropole du Grand Paris, CODEV）が置かれている。

注：市民社会の代表が地域の計画の策定とフォローアップに直接参加するための組織である発展評議会は、人口が 50 000 人以上の独自の税源を有する EPCI にはその設置が義務付けられているが、人口が 50 000 人を下回る場合は、設置は任意である（CGCT L5211-10-1, modifié par LOI n° 2019-1461 du 27 décembre 2019 – art. 80）。発展評議会の構成については、EPCI の議決機関の議決により定められ、また発展評議会の男女それぞれの構成員の数の差は 1 名以上であってはならず、国勢調査に基づく当該地域の人口の異なる年齢層を反映するものでなければならない。EPCI の議員は発展評議会の構成員となることはできない。

発展評議会は議長、執行理事会（bureau）、住民部会と専門部会（いずれも有志による）で構成される議会（任期は 3 年）からなる。住民部会の構成員は、MGP 域内に居住し、公選職に就いていない選挙人の中から抽選で指名される。専門部会は、MGP の議長が指名した、経済、社会、環境および文化に関して専門的な知見を有する者で構成される。

発展評議会は、住宅計画やエネルギー計画等の計画の策定、改訂、フォローアップおよび評価に協力する。またメトロポール議会議員の意思決定を容易にするため、専門的意見を述べ、提案を行う。

MGP の財源は以下のとおりである。

- 企業付加価値分担金（Cotisation sur la Valeur Ajoutée des Entreprises, CVAE）
- 店舗面積税（Taxe sur les Surfaces Commerciales, TASCOM）
- ネットワーク関連企業定額税（Impositions Forfaitaires sur les Entreprises de Réseau, IFER）
- 未建築固定資産税追加税（Taxe Additionnelle à la Taxe sur le Foncier non Bâti, TATFNB）
- 経常費総合交付金（Dotation Globale de Fonctionnement, DGF）